# 第66回南国市美術展覧会開催要項

## 【一　般　の　部】

**趣　　旨**　美術の向上及び芸術への意識の高揚を図るための美術展覧会を催し、南国市の文化の発展・交流に寄与する場とする。また、市内の幼児、児童、生徒に対しては、その作品を通じて美術教育の推進と向上を図る。

**主　　催**　南国市・南国市教育委員会・南国市文化協会・高知新聞社

**後　　援**　南国市校長会・ＮＨＫ高知放送局・ＫＵＴＶテレビ高知
ＲＫＣ高知放送・ＫＳＳさんさんテレビ

**会　　期**　令和９年１月２４日（日）～1月３１日（日）－8日間－

**開館時間**　午前９時～午後５時
但し｛初　日　1月２４日(日)は、午前10時に開場　※入場制限をかける
｛最終日　1月３１日(日)は、午後　４時に閉場　　場合があります。

**会　　場**　南国市地域交流センターMIARE!（TEL　088－878－6070）

**入 場 料**　無　料

**実行機関**　南国市美術展覧会実行委員会
実行委員長　　竹内 信人
実 行 委 員
坂本 孝幸　半田 成葉　半田 国夫　長谷川 正美　兵頭 靜　藤田 威佳志
武市 博明　佐竹 茂　中沢 猛男　土居 恒夫　水田 貴士　芝 速三
永澤 悦穂　谷合 左近子　筒井 寿子　高見 由佳理　渡辺 雅子

（順不同）

**事 務 局**　南国市教育委員会生涯学習課 南国市地域交流センター
南国市大埇甲2117（TEL088－878－6070）

**出 品 資 格**　〇南国市在住、または出身者
〇南国市内に勤務、または勤務経験のある者
〇南国市内校の在学生、または卒業生
〇南国市内にある各種サークルに在籍する者

**出 品 点 数**　１人１部門５点以内
（但し、彫塑・立体と工芸は１部門として取り扱い、洋画と日本画は絵画の１部門として取り扱うこととする。）

**出品手数料**　１点につき５００円
（但し、高校生は２５０円。障害者手帳をお持ちの方は無料。）

**出 品 規 格**　●絵画（洋画）･･･油彩、水彩、版画、デッサン、アクリル等
8号～100号以内で額装。10号以内はガラス使用可。その他アクリル可。
紐、ワイヤー等の装置を付けること
●絵画（日本画）･･･6号～100号以内で額装。全てアクリル有無自由。軸装は不可。
●書　　道･･･額装を含めて1m（3尺3寸）×1.91m（6尺3寸）以内。
縦・横とも1.42m（4尺7寸）以内。
縦作品に限り2.43m(8尺)×0.61m(2尺)以内。
額装、軸装。
（所定の釈文用紙に楷書で釈文を記載し、釈文用紙を展示とする。）
●漫　　画･･･劇画、一コマもの、その他漫画描写で、枠張りまたは額装。
●写　　真･･･４つ切り以上全倍以内でパネル張りまたは額装とする。
（画面にガラス、アクリル板、ビニールなど使用不可。）
●彫塑･立体･･･奥行、横とも２m、高さ３m以内。石コウ又は実材に限る。粘土は不可。
重量は70kｇ以内。（50kｇ以上は床面保護をすること。）
●工　　芸･･･縦、横、高さとも２m以内。平面作品は2m×2.5m以内。額作品で10号以内はガラス・アクリル板使用可。既製品（市販品）の半完成品を使用して製作された作品は不可。
●デザイン･･･106㎝×75.8㎝以内の枠張りで厚さは10㎝以内。

※以上の他、作品には陳列、展示に必要な装置（額縁、表装等、ワイヤー、紐等）を付けること。
なお、会場の都合又は会場にふさわしくないものは制限する場合がある。
※個人・企業名等、実在する名前を表現しないこと。

**賞**　特選・褒状・奨励賞を設ける。

**出 品 規 定**　裏面に記載

**搬　　入**　〈日時〉令和9年1月17日(日) 午前9時30分～午後5時
〈場所〉南国市地域交流センターMIARE!

**審 査 会**　〈日時〉令和9年1月18日(月)　―非公開―

**開 会 式**　〈日時〉令和9年1月24日(日)午前9時45分～
〈場所〉南国市地域交流センターMIARE!　交流ロビー

**表 彰 式**　〈日時〉令和9年1月31日(日)午後3時～
〈場所〉南国市地域交流センターMIARE!　交流ロビー

**搬　　出**　〈日時〉令和9年1月31日(日) 午後4時15分～午後6時
令和9年2月1日(月) 午前9時～午後1時
〈場所〉南国市地域交流センターMIARE!

# 出品規定

１．出品された作品は、本市の実行委員会から委嘱をうけた審査員により審査をし、入賞者及び入選作品のみ陳列する。ただし、次の各号に該当するものの作品に限り特別出品として無審査で陳列する。

（1）招待者作品

（2）審査員作品

（3）無鑑査作品〔本市展で５回以上特選（褒状３回を特選１回とみなす)〕

２．出品者は審査及び陳列に異議を申し立てることができない。

３．一般の部の出品者は、15 歳（高校生）以上とする。

４．審査の対象となる作品において、次の作品は出品することができない。

（1）すでに公募展に発表したもの。

（2）制作後５年を過ぎたもの。

なお、審査の有無にかかわらず、公序良俗に反する作品は出品することができない。

５．１人が同一部門に複数出品する場合は、同時に搬入すること。

６．出品作品には、陳列展示に必要な装置（額縁、表装等、ワイヤー、紐等）を付けること。

７．作品を出品するときは、出品手数料を納めること（特別出品は除く)。既納の手数料は還付しない。

８．出品者は、所定の出品票を作品の裏面にはり、出品目録とともに作品を本事務局に差し出すこと（事務局は会場に特設)。

９．出品作品を受け取ったときは、作品預り証を渡す。

10. 出品作品は指定搬出日まで、撤回又は持ち出しすることができない。ただし実行委員長の許可を得たときはこの限りではない。

11. 作品の保管については、慎重を期するも、不慮の損害、紛失毀損については、その責任を負わない（天災地変も含む)。

12. 作品の搬出は、指定搬出日に作品預り証と引き換えに行うこと。指定搬出日に搬出しない場合は、相当の措置をとり、なお、７日を過ぎても搬出しない作品については、その所有権を一切放棄したものとして、その責任を負わない。

13. 作品の荷造り輸送等の費用は出品者の負担とする。

※作品の撮影、模写は禁止します。会場内での記念撮影に関しては係員にご相談ください。